

平成21年10月29日

各部局長
秋田県教育長
秋田県警察本部長
建設交通部各課所長
各地域振興局長

様

秋田県建設交通部長

低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の実施について

低入札価格調査を経て契約を締結すること（以下「低入札受注」という。）を繰り返す者に対して、次のとおり指名差し控え措置を講じることとしましたので、入札公告への明示による入札参加者への周知等について遺漏のないようお願いします。

なお、各部局長等にあつては、関係各課所に周知してください。

1 措置の概要

(1) 低入札受注を行った者に対して、指名差し控えの警告通知を発する。（警告の有効期間は6月）

(2) 警告通知を受けた者が、警告期間の終了までに再度、低入札受注を行った場合は、原則として翌月から2月間の指名差し控えを行う。

なお、当該指名差し控え期間終了後、6月間の警告期間内に再度低入札受注を行った場合は、翌月から再度2月間の指名差し控えを行う。

(3) 低入札受注が短期間で頻繁に行われた場合（1ヶ月の間に低入札受注が繰り返された場合をいう。）については、警告通知を発することなく指名を差し控える場合や、指名差し控えの期間を延長（1件増える毎に2月の加算）して行う場合がある。

(4) 当該警告通知または指名差し控えを受けた者が、解除後に再度、低入札受注を行った場合は、上記（1）～（3）の措置を繰り返す。

(5) J Vの場合は、構成員全員を対象とする。

(6) 警告通知及び指名差し控え措置は月末毎に該当者を取りまとめ、原則として、翌月の10日付け(10日が県の休日にあたる場合は、県の休日の翌日)で、別紙様式に基づき対象業者に通知し、発注公所に周知する。

(7) 上記の取り組みは建設管理課及び建設管理課技術管理室が所掌し、必要に応じ発注公所の協力を得るものとする。

2 実施時期

平成21年11月1日以降に入札公告を行う工事及び建設コンサルタント業務等から実施する。

(平成22年8月30日建管-1060一部改正(平成22年10月1日から施行))

【担 当】

建設管理課 建設業班(工事関係)

TEL 018-860-2426

建設管理課技術管理室 調整・建設マネジメント班(建設コンサル関係)

TEL 018-860-2418

建管 ー
平成 年 月 日

様

秋田県建設交通部長

低入札受注に対する指名差し控え措置の警告について（通知）

あなたは、下記の工事（業務）において、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）をしました。

このため、低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の実施について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、秋田県建設交通部長通知）の規定により、次の期間を指名差し控えの警告期間とします。なお、警告期間内に再度、低入札受注を行った場合は指名差し控え措置を講じることとしますので留意してください。

また、本月1日から本通知日までの間に低入札受注を行っていたことが判明した場合は、本通知にかかわらず指名差し控え措置を講じる場合があります。

1 低入札受注工事（業務）

〇〇〇〇工事（工事番号） 平成〇〇年〇〇月〇〇日契約締結

2 指名差し控えの警告期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

建管 ー
平成 年 月 日

様

秋田県建設交通部長

低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置について（通知）

あなたは、平成 年 月 日付け、建管ー〇〇〇〇で通知した指名差し控えの警告期間内において、下記の工事（業務）で再度、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）をしました。

このため、低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の実施について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、秋田県建設交通部長通知）の規定により、次のとおり指名を差し控えることとします。

なお、本月 1 日から本通知日までの間に低入札受注を行っていたことが判明した場合は、本通知の指名差し控えの措置期間を延長する場合があります。

1 再度、低入札受注をした工事（業務）

〇〇〇〇工事（工事番号） 平成〇〇年〇〇月〇〇日契約締結

2 指名差し控えの措置期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

建管 一
平成 年 月 日

様

秋田県建設交通部長

低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置について（通知）

あなたは、先月において下記のとおり、低入札価格調査制度における調査基準価格を下回った入札価格で契約（以下「低入札受注」という。）を繰り返しました。

このため、低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の実施について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、秋田県建設交通部長通知）の規定により、次のとおり指名を差し控えることとします。

なお、本月1日から本通知日までの間に低入札受注を行っていたことが判明した場合は、本通知の指名差し控えの措置期間を延長する場合があります。

1 低入札受注があった工事（業務）

- ・ 〇〇〇〇工事（工事番号） 平成〇〇年〇〇月〇〇日契約締結
- ・ 〇〇〇〇工事（工事番号） 平成〇〇年〇〇月〇〇日契約締結

2 指名差し控えの措置期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

様式第4号

建管 一
平成 年 月 日

各部局長
秋田県教育長
秋田県警察本部長
建設交通部各課所長
各地域振興局長

様

秋田県建設交通部長

建設（建設コンサルタント業務等）業者の指名差し控え措置について（通知）

次の建設（建設コンサルタント業務等）業者について、低入札受注の繰り返しがあったため、低入札受注の繰り返しに対する指名差し控え措置の実施について（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け、秋田県建設交通部長通知）の規定により、次のとおり指名を差し控えることとしたので通知します。

なお、各部局長等にあつては、関係各課所へ周知してくださるようお願いいたします。

1 指名を差し控えることとした業者名等

名 称

代 表 者

所 在 地

許 可 番 号

格 付

指名差し控え期間 平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日まで

事務処理の主な流れ【月単位で低入札受注を把握（月末締めで、翌月10日付けの措置）】

内は、措置の発生しない期間
 内は、警告の有効期間
 内は、指名差し控え措置期間

ケース1	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
低入札受注								解除			
具体的措置		10日間の事務処理期間	警告通知日から向こう6月間が警告の有効期間								

ケース2	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
低入札受注						解除		解除			
具体的措置		10日間の事務処理期間	警告通知日から向こう6月間が警告の有効期間								
						通知日から向こう2月間の指名差し控え措置					

ケース3	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
低入札受注						解除		解除		解除	
具体的措置		10日間の事務処理期間	警告通知日から向こう6月間が警告の有効期間								
						通知日から向こう2月間の指名差し控え措置			通知日から向こう2月間の指名差し控え措置		

（短期間で頻繁に低入札受注を行った場合 2回受注の場合）

ケース4	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
低入札受注				解除						
具体的措置		10日間の事務処理期間	警告通知を発生することなく、通知日から向こう2月間の指名差し控え措置							

（短期間で頻繁に低入札受注を行った場合 3回受注の場合）

ケース5	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
低入札受注						解除					
具体的措置		10日間の事務処理期間	警告通知を発生することなく、通知日から向こう4月間の指名差し控え措置 (原則 2月 + 1件増える毎に2月の加算 = 4月)								

（月末締めで、翌月10日の間に低入札受注が発生した場合）

ケース6	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
低入札受注					解除			解除			
具体的措置		10日間の事務処理期間	警告通知日から向こう6月間が警告の有効期間								
					通知日から向こう2月間の指名差し控え措置						

（月末締めで、翌月10日の間に低入札受注が発生した場合）

ケース7	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
低入札受注						解除				
具体的措置		10日間の事務処理期間	警告通知を発生することなく、通知日から向こう2月間の指名差し控え措置							
			指名差し控え措置期間の延長							